平成２８年（フ）第６７８号
名古屋市中村区長戸井町１丁目８番地
債務者　岩本　篤哉
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　靖人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１１７号
大阪府大東市深野５丁目20番16号　ＲＧＡＲＤＥＮＮＯＺＡＫＩ　106号、旧住所大阪府交野市森南１丁目50番３号
債務者　佐藤千佳子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１号
長野県佐久市取出町673番地３
債務者　竹内　茂生
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　元宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第８８号
北海道上川郡美瑛町西町１－３－17　森の旅亭びえい　社宅、住民票上の住所北海道札幌市白石区川下１条８丁目１番１－410号
債務者　村上　秀樹
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
長野県千曲市大字稲荷山472番地の１
債務者　牛澤　優子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　　準
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１４７号
鹿児島市伊敷台４丁目29番10―404号
債務者　田中　章人
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆野貴昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
鹿児島市伊敷台４丁目29番10―404号
債務者　田中多実子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆野貴昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７４号
神奈川県三浦市三崎町小網代24番地５
債務者　渡邊　弘明
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８２６号
横浜市保土ケ谷区岡沢町258番地　坂本ビル203号
債務者　豊嶋　哲男
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤江　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２７号
横浜市保土ケ谷区岡沢町258番地　坂本ビル203号
債務者　豊嶋早智子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤江　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
債務者　御前　則義
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３２号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
債務者　御前　雅子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３３号
静岡市葵区大岩本町７番30号、旧住所静岡市駿河区馬渕１丁目８番15号
債務者　御前　　烈
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４７号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目９番20号Ⅲ－101
債務者　山口　哲也
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５６号
北海道小樽市稲穂２丁目15番17号、前住所北海道小樽市富岡１丁目11番14号
債務者　赤尾みどり
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第８２号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目８番地の12
債務者　澁谷　　工
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番３－502号市営清水沢住宅３号棟
債務者　伊藤　恭子（旧姓小袖）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係